

暫定措置事業の現状の取り組みと課題について(案)

1. 最近の運営状況

(1) 過去3年間(平成10～12年度)の状況

暫定措置事業開始時における船腹需給が過剰状態であったこと、我が国経済が引き続き低迷していること等から、相当量の船舶の解撤等(1,008隻 111万対象トン 788億円)が行われている一方で、船舶の建造等は依然伸び悩んでいる(190隻 46万対象トン 179億円)。

(2) 最近の状況

船舶の建造等は、昨年度において20万対象トンの水準となったものの、今年度に入り対前年同期比で47%と半分以下の水準に留まっている。

一方、船舶の解撤等は、今年に入り大幅に増加傾向となっており、対前年同期比で63%増の状況となっている。

このため、暫定措置事業の収支状況は、納付金による収入と交付金の支出にタイムラグが生じることとなっている。

このため、内航総連は解撤等交付金の交付に必要な資金の見通しが明確でないことから、9月より交付金交付の当面延期措置を実施するに至っている。

2. 現状の取り組み

(1) 交付金交付の当面延期に伴う措置

内航総連においては、交付金交付を当面延期するとともに、延期事業者のうち金融機関等への事情説明等支援を必要とするものに対して、対策委員会を通じた所要の協力を実施している。

(2) シンデレラ・プロジェクトの実施のための取り組み

暫定措置事業における交付金の支払期限を15年間と確定するとともに、非効率な老朽船の抜本的処理を通じた高度で安全な内航輸送システムの構築を図る観点から、シンデレラ・プロジェクト（船齢15年を超える老朽船の代替建造促進策）を円滑かつ確実に実施するため、平成14年度概算要求において特別な資金調達（200億円）に係る政府保証枠の設定を要求している。

3 . 今後の課題

(1) 納付金収入の確保

暫定措置事業の基本的スキームは、船舶を建造等する者による納付金収入で船舶を解撤等する者に交付する交付金を支払うこととされている。

今年に入ってから既に23万対象トンの船舶の解撤等が予定されていることから、相当量の船舶の建造等が行われることが必要である。

このためには、暫定措置事業運営の円滑化を図るため、オペレーター事業者を中心とした各内航海運事業者が代替建造の促進に努めることによって納付金収入を納付することが重要である。

(2) 事業運営の円滑化

平成15年度以降の交付金・納付金単価のあり方については、今後の暫定措置事業の一定の収支見通しを前提として、「規制緩和推進3ヵ年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）を踏まえて検討する必要がある。

今後の暫定措置事業の事業運営の円滑かつ着実な実施を図るため、一定の事業収支見通し等に基づいて資金管理を行う等の資金管理方策の改善について検討する必要がある。

内航海運暫定措置事業の収支状況

過去3年間の状況

(単位:億円)

	実績		
	10年度	11年度	12年度
収入	339	350	219
納付金等	16	46	85
借入金	323	302	75
繰越金	0	2	59
支出	338	291	158
交付金	325	269	94
元本	0	0	38
利息等	13	22	26
次期繰越	2	59	61

(注) 上記数値は、端数処理の関係により一致値しない場合がある。

最近の交付金・納付金の状況

(単位:百万円、隻、対象トン)

13年	解撤等交付金			建造等納付金		
	金額	隻数	トン数	金額	隻数	トン数
1月	1,531	26	31,696			
2月				843	13	22,003
3月	6,076	94	97,776			
4月				1,982	19	46,447
5月	1,590	18	27,763			
7月				554	12	22,988
9月	3,856	65	67,100			
合計	13,053	203	224,335	3,379	44	91,438

参考: 12年

1月	1,124	14	17,169			
2月				160	5	10,226
3月	4,058	55	60,522			
4月				3,022	26	49,468
5月	1,134	21	17,706			
7月				2,321	20	59,287
9月	1,645	34	34,383			
合計	7,961	124	129,780	5,503	51	118,981
10月				1,375	24	39,793